

## 2018 年 ILO 総会基準適用委員会議長集約における要請に対する日本政府の報告

2018 年 ILO 総会基準適用委員会議長集約における要請に対し、日本政府として以下報告する。

まず、本年 8 月 20 日に、連合と本件に関する意見交換を行ったところである【P】。今後も、社会的パートナーと意見交換しつつ、以下の対応をとることとしたい。

自律的労使関係制度については、国家公務員制度改革基本法第 12 条において、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。」とされており、この国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、引き続き職員団体等の意見も伺いながら、慎重に検討していく。また、人事院の手続に関しては、中立・第三者機関たる人事院が、勤務条件に関し、職員団体との公式の会見の実施（216 回／2017 年）を始めとして、様々な機会を通じ労使の要望・意見も十分聴取しながら、毎年的人事院勧告を行っているなど、適切な手続が確保されている。政府は人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立ち、法律を立案し、国会の審議を経て、給与改定等を実施している。これらの代償措置により、国家公務員の勤務条件は適正な内容が確保されており、引き続き、適切に対応していく。

消防職員の団結権に関する要請については、以下のとおり取組を進めていく。

- ・ 消防職員委員会制度について、労使双方と意見交換を深め、夏頃をめどに、運用改善にかかる成案を取りまとめ、政府が策定している運用方針を改正していきたい【P】。今後更に、新たな運用方針が徹底されるように、労働側と一致協力して取り組んでいくとともに、消防職員委員会の新しい運用方針を改正した後、新たに、労働側とも定期的な意見交換の場を持っていきたい【P】。
- ・ 「消防職員が警察と同視される」という政府の見解及びその見解が条約適用の現状とどう符合するののかについては、そもそも、日本の消防は「警察と同視すべき若干の業務」と見て条約適用上の問題はない、という ILO の見解（結社の自由委員会第 54 次報告）を踏まえて条約を批准したことにはまずは十分に留意する必要がある。そのうえで、上記の労働側との定期的な意見交換の場で協議を行っていきたい【P】。

刑事施設職員の団結権については、行政改革推進本部における検討等がなされたほか、刑事施設職員は、ILO 第 87 号条約第 9 条の趣旨に鑑み、同条約が規定する「警察」に含まれると考えられる。この見解については、ILO 結社の自由委員会第 12 次報告（1954 年）及び第 54 次報告（1961 年）においても認められていると認識している。